

一般不妊治療費助成制度のご案内

令和4年4月1日から一般不妊治療（人工授精）が保険適応になることに伴い、町の現行制度での一般不妊治療（人工授精）に対する助成は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの治療（その後に人工授精した治療に限る）を対象とさせていただきます。なお、助成の申請期限を治療終了後、1年3か月未満としていますが、助成を希望される方は早めのご相談及び申請をお願いいたします。

1.助成対象

医療機関において不妊症と診断され、医療機関各法に基づく給付の対象とならない下記一般不妊治療（人工授精）に要した費用。

※入院費・食事代・交通費等治療に直接関係のない費用を除く。

※令和3年4月1日以降に治療を開始した治療で、助成対象期間中に1回の治療が終了しているものに限る。

※対象となる治療であっても人工授精を行っていない場合は助成対象外。

■対象となる治療

- ①事前検査として実施する精液の細菌学的検査費用及び採血によるHIV等の感染症検査費用
- ②採精費（事前採取も含む）
- ③精液の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料
（人工授精当日に採取することができない場合に限る）
- ④精液の濃縮・洗浄等に要する費用
- ⑤排卵誘発のためのHCG注射に要する費用
- ⑥精子を子宮内に注入するために要する費用
- ⑦人工授精後、感染予防のために服用する抗生剤等に係る費用
- ⑧そのほか⑥を実施するために行った治療に要する費用

※助成対象外

- ・夫婦以外の第三者からの精子提供による不妊治療
- ・代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入し、該当第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

2.対象者 下記要件をすべて満たす方

- (1) 助成対象となる治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること。
- (2) 夫婦（事実婚も含む）又は少なくとも一方が助成対象となる治療期間から申請日前1年以上の期間、引き続き久山町の住民基本台帳に登録がある。
- (3) 助成金の交付を受けようとする治療について他市町村から助成を受けていないこと。
- (4) 医療保険各法における被保険者、被扶養者であること。

3.助成対象となる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日（その後に人工授精した治療に限る）

4.助成額

1 夫婦あたり対象となる治療に要した費用のうち1/2、5万円上限に助成。

※10円未満の端数は切り捨て

5.助成回数

1夫婦あたり1回限り。

対象期間中に複数回治療を行う場合は最後の治療終了後にまとめて申請してください。

1度交付を受けた場合は、助成金の交付限度額に達していない場合でも、再度申請することはできません。

6.提出必要書類

- (1) 久山町一般不妊治療費助成申請書（様式第1号）
- (2) 久山町一般不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）
- (3) 申立書（夫婦が異なる住所の場合に提出）
- (4) 医療保険証の写し（夫婦ともに提出）
- (5) 振込先の通帳の写し
- (6) 本人確認ができるもの（マイナンバーカード・免許証等）

7.申請の流れと注意点

助成申請希望と連絡 → 事前説明の予約

原則治療前または治療中にヘルスC&Cセンターに電話で連絡をお願いします。
「一般不妊治療助成を希望します」とお伝え下さい。

一般不妊治療についての説明 と 申請書類の受け渡し

ヘルスC&Cセンターに来所して助成に関する説明を受けていただきます。

治療終了

治療費の支払い

治療費（医療保険適用外）を一旦自己負担していただきます。
後日、申請に基づいて申請者の届出口座に振り込みます。

申請手続きの予約

ヘルスC&Cセンターまで申請のために来所する旨をご連絡ください。

申請の手続き（予約制）

助成対象となる期間中に、治療が終了した後または助成額上限に到達した後に
申請書に必要事項を記載し、必要書類を添えて、ヘルスC&Cセンターまで提出してください。

交付通知

振込

8.申請期限

助成対象となる一般不妊治療の治療開始日の属する月の初日から起算して
1年3か月以内の月末まで
(例) 2月3日が治療開始日の場合、翌年4月30日まで

問い合わせ先：

ヘルスC&Cセンター TEL092-976-3377

久山町 一般不妊治療助成

